

10. 定住促進住宅取得奨励金

◆事業内容

人口流出防止と定住人口の拡大を目的とし、金融機関から借入れをして、一戸建て住宅を新築または購入する方に交付します。

◆対象となる住宅

延床面積が 70 ㎡以上（店舗併用住宅の場合は居住部分が 70 ㎡以上）の一戸建て住宅で、玄関、居室、便所、風呂及び台所を備えている住宅

◆対象となる人

住宅を取得するために金融機関から資金を借入れた人
ただし、市税に未納のない人

◆助成額

①または②の額に③～⑥の加算あり

①【新築または新築住宅を購入】 最大 20 万円（借入金額の 2 %）

②【中古住宅を購入】 最大 10 万円（借入金額の 1 %）

+

以下の要件に該当する人は上記金額に加算

③ 市内建築業者で新築するか新築住宅を購入 最大 10 万円（借入金額 1 %）

④ 市外から転入した人 最大 20 万円（借入金額 2 %）

⑤ 中学生以下の子と同居 1 人につき最大 10 万円（借入金額の 1 %）

◆交付申請の期限

所有権保存登記または抵当権設定登記が完了してから 3 カ月以内

◆申請・お問合せ先

建設部都市建築課 建築住宅グループ TEL 53-8429

メールアドレス toshikenchiku@city.nanao.lg.jp